

平成 25 年 8 月 6 日
四国電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第 19 条第 12 項の規定にもとづき届出を行なった選択約款の低圧季節別時間帯別電力（平成 25 年 9 月 1 日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第 47 条の 3 の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、6（料金）および附則 3（延滞利息の適用開始までの取扱い）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、また、別表 2（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

(1) 6（料金）および附則 3（延滞利息の適用開始までの取扱い）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
基本料金 契約電力 1 キロワットにつき	1,260.00	60.00
電力量料金 1 キロワット時につき		
昼間時間		
夏季料金	16.17	0.77
その他季料金	12.42	0.59
夜間時間	11.00	0.52

(2) 別表 2（燃料費調整）に定める基準単価

単 位	基準単価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 銭厘 0.187	円 銭厘 0.009